



2022年10月21日

各 位

会 社 名 BRUNO株式会社
 代 表 者 代表取締役社長 森 正人
 (コード番号 3140 グロース)
 問 合 せ 先 常務執行役員経営情報部長 松原 元成
 (電話番号 03-5446-9505)

株式会社HAP i N Sの株式取得（子会社化）及び
 吸収合併（簡易合併）に関するお知らせ

2022年8月9日に公表いたしました「株式会社HAP i N Sの株式取得（子会社化）及び吸収合併（簡易合併）の経過に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、当社は、株式会社HAP i N S（以下「HAP i N S」といいます。）の全株式を取得して子会社化すること（以下「本株式取得」といいます。）及び同社を吸収合併すること（以下「本合併」といいます。）の事実を実施し直すこととしておりましたが、本日開催の取締役会において、本株式取得及び本合併を実施することについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

I. 本株式取得について

1. 異動する子会社（HAP i N S）の概要（2022年10月21日時点）

(1) 名 称	株式会社HAP i N S		
(2) 所 在 地	東京都新宿区北新宿二丁目21番1号		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 塩塚 哲也		
(4) 事 業 内 容	各種家電商品卸売業		
(5) 資 本 金	5000万円		
(6) 設 立 年 月 日	1969年7月1日		
(7) 大株主及び持株比率	REXT Holdings 株式会社 100% (注1)		
(8) 上場会社と当該会社との間の関係	資本関係	記載すべき事項はありません。	
	人的関係	記載すべき事項はありません。	
	取引関係	記載すべき事項はありません。	
	関連当事者への該当状況	当社と同一の親会社をもつ会社に該当します。	
(9) 最近3年間の財政状態及び経営成績	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期 (注2)

純資産	385 百万円	428 百万円	△353 百万円
総資産	4,621 百万円	4,810 百万円	3,690 百万円
1 株当たり純資産	26 円 10 銭	28 円 98 銭	△23 円 90 銭
売上高	8,324 百万円	6,834 百万円	5,193 百万円
営業利益	12 百万円	339 百万円	△637 百万円
経常利益	△25 百万円	299 百万円	△679 百万円
当期純利益	△341 百万円	42 百万円	△781 百万円
1 株当たり当期純利益	△23 円 14 銭	2 円 86 銭	△52 円 88 銭
1 株当たり配当金	0 円	0 円	0 円

(注 1) 当社の親会社である RIZAP グループ株式会社におけるグループ内組織再編（以下「グループ内組織再編」といいます。）に伴い、2022 年 6 月 1 日付けで、株式会社ワンダーコーポレーションより、商号が変更されております。

(注 2) グループ内組織再編に伴い、2022 年 6 月 1 日付けで実施された、HAP i N S の会社分割後の経営成績及び財政状態は、本株式取得の決定を行うにあたって第三者算定機関として選任したブリッジコンサルティンググループ株式会社から 2022 年 10 月 18 日付けで取得した、同年 8 月末日を基準日とする株式価値算定報告書上の想定数値において、純資産 109,744 千円（2022 年 8 月末日の実績）、売上高 290,883 千円、営業利益 15,672 千円（ともに 2022 年 12 月からの 1 年間の見込みであり、算定の基礎とされた HAP i N S の事業計画数値において、2025 年 11 月まで売上高及び利益に大きな変動は見込んでおりません。）の規模であり、当社の直近の連結純資産額の 30%、連結売上高の 10%、連結経常利益の 30%、及び親会社株主に帰属する当期純利益の 30%に相当する額未満の規模となっております。

2. 株式取得の相手先の概要（2022 年 10 月 21 日時点）

(1) 名 称	REXT Holdings 株式会社 (2022 年 6 月 1 日付けで、株式会社ワンダーコーポレーションより商号変更)
(2) 所 在 地	東京都新宿区北新宿二丁目 21 番 1 号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 塩田 徹
(4) 事 業 内 容	株式の所有を通じたグループ会社の事業活動の管理業務全般及び経営指導、資産管理運用及び経営資源の最適配分など
(5) 資 本 金	100 百万円
(6) 設 立 年 月 日	1988 年 3 月 1 日
(7) 純 資 産	8,665 百万円
(8) 総 資 産	23,224 百万円

(9) 大株主及び持株比率	RIZAP グループ株式会社 100%	
(10) 上場会社と当該会社との間の関係	資本関係	記載すべき事項はありません。
	人的関係	兼任関係にある役員：塩田 徹
	取引関係	記載すべき事項はありません。
	関連当事者への該当状況	当社と同一の親会社をもつ会社に該当します。

3. 取得株式数、取得価額及び取得前後の所有株式の状況

(1) 異動前の所有株式数	0 株 (議決権の数：0 個) (議決権所有割合：0%)
(2) 取得株式数	14,780,974 株 (普通株式)
(3) 取得価額	HAP i N S の普通株式：145,000,000 円 (注) アドバイザー費用等 (概算額) 4,000,000 円 合計 (概算額) 149,000,000 円
(4) 異動後の所有株式数	14,780,974 株 (議決権の数：14,780,974 個) (議決権所有割合：100%)

(注) 取得価額は、HAP i N S の売掛金等の変動及び同社から本合併により承継する資産等の増減に応じて、本株式取得に係る株式譲渡契約書の定める価格調整を実施した金額となる予定です。開示すべき事項が生じた場合には速やかに開示いたします。

4. 日程

(1) 株式譲渡契約の締結に係る取締役会決議日	2022年5月23日
(2) 株式譲渡契約締結日	2022年5月23日
(3) 株式譲渡契約の変更合意書の承認に係る取締役会決議日	2022年10月21日
(4) 株式譲渡契約の変更合意書締結日	2022年10月21日
(5) 株式譲渡実行日	2022年11月30日 (予定)

II. 本合併について

1. 合併の日程

(1) 当初の吸収合併契約の締結に係る取締役会決議日	2022年5月23日
----------------------------	------------

(2) 当初の吸収合併契約の締結日	2022年5月23日
(3) 新たな吸収合併契約の締結に係る取締役会決議日	2022年10月21日
(4) 新たな吸収合併契約の締結日	2022年10月21日
(5) 新たな吸収合併契約に基づく合併効力発生日	2022年12月1日（予定）

2. 合併の方式

当社を存続会社とする吸収合併方式で、HAP i N Sを解散する予定です。

3. 合併に係る割当ての内容

実施予定日（効力発生日）である2022年12月1日時点においては、HAP i N Sは当社の100%子会社であることを想定しているため、本合併による株式その他金銭等の割当ては行わない予定です。

4. 当該組織再編に伴う消滅会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

5. 合併の当事会社の概要（2022年10月21日時点）

	吸収合併存続会社	吸収合併消滅会社
(1) 名称	BRUNO株式会社	株式会社HAP i N S
(2) 所在地	東京都港区芝五丁目13番18号 いちご三田ビル3階	東京都新宿区北新宿二丁目21番1号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 森 正人	代表取締役 塩塚 哲也
(4) 事業内容	製造卸売事業、小売事業	各種家電商品卸売業
(5) 資本金	1,509,755,697円	50,000,000円
(6) 設立年月日	1995年11月30日	1969年7月1日
(7) 発行済株式数	14,717,350株	14,780,974株
(8) 決算期	6月30日	3月31日
(9) 大株主及び持株比率	RIZAP グループ株式会社 (52.90%) ※2022年6月30日現在	REXT Holdings 株式会社 (100%)
(10) 直前事業年度の経営成績及び財政状態		
	2022年6月期	2022年3月期（注）
純資産	5,184百万円	△353百万円

総資産	8,889 百万円	3,690 百万円
1株当たり純資産	361 円 45 銭	△23 円 90 銭
売上高	17,302 百万円	5,193 百万円
営業利益	1,092 百万円	△637 百万円
経常利益	924 百万円	△679 百万円
親会社株主に帰属する 当期純利益	489 百万円	△781 百万円
1株当たり当期純利益	34 円 12 銭	△52 円 88 銭

(注) 親会社グループ内組織再編に伴い、2022年6月1日付けで実施された、HAP i N Sの会社分割後の経営成績及び財政状態は、本株式取得の決定を行うにあたって第三者算定機関として選任したブリッジコンサルティンググループ株式会社から2022年10月18日付けで取得した、同年8月末日を基準日とする株式価値算定報告書上の想定数値において、純資産109,744千円(2022年8月末日の実績)、売上高290,883千円、営業利益15,672千円(ともに2022年12月からの1年間の見込みであり、算定の基礎とされたHAP i N Sの事業計画数値において、2025年11月まで売上高及び利益に大きな変動は見込んでおりません。)の規模となる見込みであります。

6. 合併後の状況

本合併による当社の名称、本店所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金及び決算期の変更は予定しておりません。

Ⅲ. 本株式取得後に本合併を行うこととした理由

当社が本株式取得後に本合併を行うという手段を選択した理由は以下のとおりです。

まず、本件は親会社グループ内の重複する機能統合等を目的としたグループ内組織再編の一環として行っております。

そして、手段としては事業譲渡によりHAP i N Sの事業を承継する方法も検討いたしました。しかし、個々の契約関係の個別的移転が必要となる点において煩雑であると判断いたしました。

また、HAP i N Sの事業を会社分割の方法により当社に承継することも検討いたしました。しかし、そのためにはHAP i N S、株式会社ジーンズメイト(現REXT株式会社)、株式会社ワンダーコーポレーション(現REXT Holdings株式会社)の三社による重複した機能の統合を目的とした他のグループ内組織再編に先行して当社への会社分割を行う必要があり、グループ内組織再編に遅れが生じるという弊害がありました。

そのため、他のグループ内組織再編を迅速に完了させつつ、2022年5月23日付でお知らせした当社グループのキッチン家電を中心とする生活雑貨に関わる領域の強化に繋

がり、企業価値の向上という目的を達成するために、本株式取得後に本合併を行うという手続を選択いたしました。

そして、2022年8月9日付けでお知らせいたしましたとおり、本株式取得の株式譲渡実行日及び本合併の効力発生日を新たに設定し直すこととしておりましたが、本適示開示に記載のとおり、本株式取得及び本合併について、本日開催の取締役会において決議いたしました。この度、本株式取得及び本合併の手続を改めて実施するにあたり、慎重を期すために、2022年8月9日付けでお知らせした以降、弁護士等の専門家への相談を行ったことから、この時期の決議となりましたが、上記組織再編を速やかに完了させるべく、本手続を実施して参ります。

IV. 支配株主との取引に関する事項

本株式取得は、当社の親会社であるRIZAPグループ株式会社（以下「RIZAPグループ」といいます。）の完全子会社であるREXT Holdings 株式会社との取引となり、株式会社東京証券取引所有価証券上場規程第441条の2に定める「支配株主との重要な取引等」に該当します。

(1) 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針との適合状況

当社は、2022年9月30日に公表したコーポレート・ガバナンス報告書において、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」として、「当社は主要株主との間で取引が発生する場合には、一般の取引事例を勘案し、協議の上決定いたします。また重要な契約の締結は、取締役会において審議を行い、少数株主の権利を不当に害することのないよう、少数株主保護に努めてまいります。」と定めております。本株式取得に関しては、以下に記載のとおり適切な措置を講じていることから、上記指針に適合していると判断しております。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

当社は、本株式取得の決定を行うにあたって第三者算定機関として選任したブリッジコンサルティンググループ株式会社（以下「ブリッジコンサルティング」といいます。）から2022年10月18日付けで株式価値算定報告書（以下「本株式価値算定書」といいます。）を取得しております。また、本株式取得の取得価格である145百万円は、本株式価値算定書において算定された株式価値の下限に近い金額として交渉のうえ決定されたものであります。

また、利益相反を回避する観点から、REXT Holdings 株式会社の代表取締役を兼任している当社取締役塩田徹及びRIZAPグループの役職員を兼任している当社代

表取締役森正人並びに当社取締役鎌谷賢之は、特別な利害関係を有する取締役として本株式取得を承認する取締役会決議に参加しておりません。

(3) 上場会社による決定が少数株主にとって不利益なものでないことに関する支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

本株式取得に関しては、支配株主と利害関係のない木谷倫之弁護士（ガーディアン法律事務所）、当社社外取締役（独立役員）である小野聡弁護士及び当社社外監査役（独立役員）である榎本一久弁護士により構成される特別委員会に対して、①本株式取得の目的に正当性が認められるか、②本株式取得の取引条件の公正性が認められるか、③本株式取得において、公正な手続を通じた株主の利益への十分な配慮がなされているか、④本取引形態に不合理な点は認められるか、⑤当社による本株式取得及び本合併の決定が少数株主にとって不利益なものでないか、について、諮問いたしました。

特別委員会は、その答申書において意見を表明するための調査として、当社が第三者算定機関として選任したブリッジコンサルティングによる本株式価値算定書、当社及び REXT Holdings 株式会社より提出された各検討資料その他必要な情報・資料等の収集、調査及び検討を行い、本株式取得の内容、本株式取得の背景、本株式取得の意義・目的、当社の企業価値に与える影響、利害関係者からの不当な干渉の有無、REXT Holdings 株式会社及び当社の状況、当社が意思決定をするに至る経緯・検討経緯の妥当性、開示の適正性その他本株式取得に関連する事項について、説明を受けるとともに質疑応答を行った上で必要な情報・資料等の収集及び検討を行いました。

特別委員会は、その検討結果として、別紙の概要の答申書を、2022年10月20日付で取締役会に提出しております。

また、同答申書では、全株式取得により完全子会社化したうえで合併をするという本件手法についても、組織再編上、通常想定される手段の一つであり、特段不合理な点は見受けられないとされております。

V. 今後の見通し

本件による当社グループの2023年6月期の連結業績予想に与える影響は軽微です。なお、本合併に関する会計処理については、現時点では「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号2019年1月16日）を適用し、パーチェス法を採用する予定です。

以上

別紙（特別委員会の答申書の概要）

以下ではREXT Holdings株式会社（以下「売主」という。）から株式会社HAPINS（以下「対象会社」という。）の発行済株式の全部（以下「本件株式」という。）を取得し（以下「本株式取得」という。）、対象会社を貴社の子会社とした後、対象会社を消滅会社として貴社と吸収合併する取引（以下「本合併」という。）を併せて「本取引」という。

第1 本取引の目的の正当性

貴社は、設立以来、生活雑貨、トラベル雑貨、化粧品等の住関連ライフスタイル商品の製造卸売及び小売事業を展開し、平成24年9月より販売を開始した、貴社の主力ブランドであるキッチン家電を中心としたインテリア商品ブランド「BRUNO」において販売したコンパクトホットプレートは、累計販売台数が本年3月末時点で280万台を超え、テレビや雑誌等のメディアにおいても多数取り上げられるなど、その認知度は飛躍的に高まっており、未曾有のコロナ禍の状況においても成長を続けているとのことである。

一方、対象会社は、駅ビル・ショッピングセンターを中心とした小売店を展開し、インテリア雑貨・生活雑貨中心に、各種雑貨商品を直営店舗で販売する小売専門店事業と、同社とフランチャイズ契約を締結した加盟店に同商品を卸売りするフランチャイズ事業を営んでいるとのことである。

そして、貴社の親会社であるRIZAPグループ株式会社（以下「RIZAPグループ」という。）に係るグループ内組織再編に伴い、令和4年6月1日を効力発生日として対象会社において対象会社を分割会社とする複数回の吸収分割（以下、併せて「本件会社分割」という。）が行われ、対象会社は、キッチン家電を中心とする生活雑貨の開発・製造販売を主たる事業内容とする会社となっている。また、貴社は、令和4年12月1日を効力発生日とし、貴社を存続会社、対象会社を消滅会社とする吸収合併（以下「本件合併」という。）を予定しており、今回、本取引が、貴社グループのキッチン家電を中心とする生活雑貨に関わる領域の強化に繋がるとのことである。

以上から、貴社が本取引を実施することにより、貴社の事業基盤を強化し、企業価値の向上を図ることが期待できることから、本取引の目的は正当であると認められる。

第2 本取引の取引条件の公正性

1. 第三者機関による1株当たりの株式価値の算定結果

貴社が、本取引の決定を行うにあたって第三者算定機関として選任したブリッジコンサルティングが当委員会に示した本株式価値算定書によれば、以下の算定結果が得られている。なお、当委員会は、本株式価値算定書を精査したが、ブリッジコンサルティングが本株式価値算定書において前提とした事実、算定手法及び算定の過程に関し、不合理な事項は見当たらない。

算定方法	株式価値	
	下限	上限
DCF 法	144,514,000 円	168,130,000 円

2. 本件譲渡価額の検証

本取引における本件株式の譲渡価額（以下「本件譲渡価額」という。）については、貴社は、対象会社に対して貴社独自に実施した財務・税務・法務に係るデュー・ディリジェンスの結果、及び、本件合併を予定していることを踏まえて、売主と交渉した結果、本件譲渡価額につき以下のとおりとすることで売主との間で合意した。

- (1) 基準となる金額を 145,000,000 円（以下「本件暫定譲渡価額」という。）とする。
- (2) 以下のア及びイにおいて算定される金額の合計額（以下「本件譲渡価額調整額」という。）を加減算（本件譲渡価額調整額の値が正である場合は本件暫定譲渡価額に当該値を加算し、当該値が負である場合には当該値を減算する。）した金額とする。
 - ア 貴社及び売主が本株式取得のクロージング日である令和 4 年 11 月 30 日現在における対象会社の貸借対照表の純資産の部の合計金額から、貴社及び売主が本取引に係る株式譲渡契約（以下「本件株式譲渡契約」という。）の変更合意書の締結日である同年 10 月 21 日時点において合意しているクロージング日の想定貸借対照表の純資産の部の合計金額である 109,744,000 円を減じた金額
 - イ 貴社が本取引により対象会社から包括承継する家電製品及びこれに関連する製品等の在庫製品（以下「対象会社製品」という。）に関して貴社の採用する貴社が提案し、売主が承認する評価方法（ただし、売主は当該承認を不合理に留保しないものとする。）に基づく評価額から、対象会社製品の帳簿価額を減じた金額

この点、上記(1)の本件暫定譲渡価額は、本株式価値算定書における DCF 法による算定結果のレンジの下限に近い金額としていることから、対象会社の企業価値に対する不合理に高い評価に根差したものではないといえる。

また、本取引のように、契約締結日から譲渡実行日までに期間を置くこと、その間の資産等の増減に応じて価格調整がなされることは、いずれも一般的に行われるものであり同日時点と本取引のクロージング日時点における対象会社の各純資産額を比較し、減少してい

る分の金額を本件暫定譲渡価額から控除する上記(2)アの条件は合理的といえる。

加えて、上記第1のとおり、本件会社分割の結果、対象会社が、キッチン家電を中心とする生活雑貨の開発・製造販売を主たる事業内容とする会社となっており、本取引が、貴社グループのキッチン家電を中心とする生活雑貨に関わる領域の強化に繋がるとのことである。そのため、貴社が本取引により対象会社から承継を予定している対象会社製品は本取引における対象会社の中心的構成要素といえる。その上で、対象会社は本件株式譲渡契約の変更合意書の締結日以降も事業活動を継続することから、同日までにこれらの要因によって対象会社製品の範囲、構成及び価値に変動が生じていた場合に、その変動分相当額を本件譲渡価額に反映させる条項として、上記(2)イの条件も合理的といえる。

したがって、本件譲渡価額については、第三者算定機関による株式価値の算定結果、及び、本件株式譲渡契約の変更合意書における本件譲渡価額の調整条項の内容に照らすと、本件譲渡価額は経済合理性を有すると評価できる。

3. 貴社取締役会による真摯な審議・検討

貴社は、令和4年4月頃、RIZAPグループを通じて、本取引及びその後の本件合併の実施について提案を受けたとのことである。これに対して、貴社取締役会は、ブリッジコンサルティング作成の本株式価値算定書、及び、貴社独自に実施した財務・税務・法務に係るデュー・ディリジェンスの結果を踏まえ、本件譲渡価額の適正性及び公正性について慎重に審議検討を行ったうえで、本件譲渡価額を前提とする本取引の実施を決定したとのことであるから、本件譲渡価額は、株主共同の利益を図ることを目的とした善管注意義務を負う取締役が、真摯な審議・検討を行った上で定まったものであると認められる。

4. 小括

以上を総合して判断すると、本件譲渡価額は、一定の合理性を有する公正な価格であると認められる。

第3 手続の適正性

1. 手続の適正性の担保

本取引に当たり、貴社取締役会の意思決定過程における恣意性のおそれを排除し、その公正性及び透明性を確保するため、主として以下の(1)から(5)までの措置が実施されている。

(1) 当委員会の設置及び調査・検討

貴社は、貴社取締役会において本取引の是非を審議及び決議するに先立って、本取引における貴社の意思決定の恣意性を排除し、本取引の妥当性及び少数株主に対する不利益の有無を検討することを目的として、貴社及び売主グループから独立した委員によって構成される当委員会を設置し、上記第2部の諮問事項に関する答申を委嘱した。当委員会は、上記第1部、1. に記載のとおり本取引の目的及び条件等について然るべき調査・検討を実施した。かかる措置は、本取引の適正性を確保するための措置といえ、本取引の意思決定の透明性・合理性を基礎付ける要素となり得る。

(2) 貴社による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

上記第2のとおり、貴社は、貴社及び売主グループから独立した第三者算定機関であるブリッジコンサルティングから本株式価値算定書を取得した。かかる措置は、本取引の適正性を確保するための措置といえ、本取引の意思決定の透明性・合理性を基礎付ける要素となり得る。

(3) 利害を有しない貴社の取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

貴社は、貴社取締役会が本取引を実施するか否かを検討する際には、本取引に利害関係を有しない貴社取締役全員の一致で決定し、かつ、利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見を得て行った。かかる措置は、本取引の意思決定の透明性・合理性の担保を図っているという点で、本取引の意思決定の透明性・合理性を基礎付ける要素となり得る。

(4) 適切な開示

本答申書で指摘した主な事実関係及び各措置は、本取引に関して貴社が公表する適時開示その他の資料に適切に記載され、貴社の株主に対する適切な説明が行われるとのことである。そうした一般株主による本取引の取引条件の妥当性等についての判断のために相当な情報が開示がなされることにより、情報の非対称性を緩和し、貴社の株主に適切な判断機会を確保するものといえる。

(5) 貴社における独立した法律事務所からの助言

貴社は、本取引に関する貴社取締役会の意思決定の過程等における透明性及び合理性を確保するため、令和4年5月、貴社及び売主グループから独立したリーガル・アドバイザーとして祝田法律事務所を選任し、同法律事務所から、本取引に関する諸手続を含む貴社取締役会の意思決定の方法及び過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けており、同月時点における最初の法務デュー・ディリジェンスに加え、本件株式譲渡契約の変更合意書の締結直前の同年10月においても追加的な法務デュー・ディリジェンスを依頼している。かかる措置は、本取引に関する手続等について法的観点からも慎重に協議・検討を行っているという点で、本取引の意思決定の透明性・合理性を基礎付ける要素となり得る。

(6) フェアネス・オピニオンの未取得

貴社及び当委員会は、第三者算定機関等から、本取引に係る本件譲渡価額が財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）は取得していないところ、本取引に係る検討過程に照らした結果、本取引の是非を検討するために、フェアネス・オピニオンの取得が必須であると考えべき事情までは認められず、フェアネス・オピニオンを取得しなくとも、本取引に係る交渉過程及び意思決定過程に至る手続の公正性が否定されるものではないと思料する。

2. 小括

以上から、本取引において公正な手続を通じた株主の利益への十分な配慮がされているものと認められる。

第4 本取引形態について

貴社はグループ内組織再編の一環として対象会社より事業を承継するにあたり、対象会社の全株式を取得したうえで、対象会社を消滅会社として吸収合併する方法（以下「本取引形態」という。）を採用している。その理由は、貴社の説明によると、一般に、特定の会社から事業を承継する手法としては、会社分割や事業譲渡等の他の形態も考え得るところ、簡易合併であれば、会社分割特有の労働者承継手続が必要ない点で、また、事業譲渡で必要な契約上の地位の承継に当たっての相手方の承諾が不要となる点で、手続的負担が最も少なく、迅速に対象会社の事業を承継することができる手法であることや、対象となる会社の株式を取得して完全子会社化したうえで吸収合併するという手法は組織再編にお

いて通常利用されるごく一般的な手法でもあること等の事情を踏まえて、本取引形態を選択したとのことである。

以上の理由の説明を踏まえれば、貴社が対象会社の事業を承継するにあたって本取引形態を選択したことは、特に不合理とはいえない。

第5 少数株主にとっての不利益性

上記第1から第4のとおり、本取引の目的の正当性及び本取引の取引条件の公正性が認められ、また、本取引において公正な手続を通じた株主の利益への十分な配慮がなされており、手続の適正性が認められること及び事業目的達成のための取引形態の選択に不合理な点も認められないことに加えて、本取引が貴社の少数株主にとって不利益なものであると考える事情は見当たらない。

したがって、本取引は、貴社の少数株主にとって不利益でないと認められる。

以 上